

# 社団法人大分県警備業協会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人大分県警備業協会（以下本会という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を大分市に置く。

(目的)

第3条 本会は、警備業務の適正な運営を確保して、警備業の健全な発展を図るとともに、社会公共の安全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 自主防犯及び自主防災に関する啓蒙並びに知識の普及
- (2) 行政機関等が行う防犯活動及び事故防止活動への協力
- (3) 行政機関等からの委託事業に関する事業
- (4) 警備業務の適正化に関する調査研究
- (5) 警備業務に関する研修会及び講習会の実施
- (6) 警備業務に関する資器材等のあっ旋
- (7) 警備業務に関する功労者の表彰
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による設定を受け、又は同法第5条の規定による届出をして大分県内で警備業を

営む個人又は法人で本会の目的に賛同して入会したもの。

(2) 賛助会員 本会の事業を賛助する個人又は法人で本会に入会したもの。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費等)

第7条 前条の承認を得た者は、総会において定めるところにより、入会金を納入しなければならない。

- 2 会員は、総会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。
- 3 本会の運営上特に必要のある場合においては、総会の議決を経て、会員から臨時に運営費を徴収することができる。

(退会)

第8条 会員は、任意に退会することができる。

- 2 前項の場合においては、あらかじめ書面をもって会長に届け出なければならない。
- 3 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の手続を要せず、退会したものとみなす。

(1) 死亡し、又は解散したとき。

(2) 正会員にあっては、第5条第1号に規定する会員の資格を喪失したとき。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席正会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

(1) 会費を引き続き6箇月以上納入しないとき。

(2) 本会の名誉をき損し、又は信用を失わせる行為があったとき。

(3) 本会の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。ただし、その会員が所在不明又は正当な理由がなくて出席しないときは、この限りでない。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

(種別)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事 (会長、副会長及び専務理事たる理事の数を含む)  
10人以上16人以内
- (5) 監事 2人

(選任)

第12条 理事(専務理事を含む)及び監事は総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、前項に規定する理事の互選による。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し本会の常務を処理する。

- 4 理事は、理事会を構成し会務を執行する。
- 5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(任期)

- 第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
  - 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第15条 役員が次の各号に該当するときは、総会において、出席正会員の4分の3以上の議決により、役員を解任することができる。
- 1 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - 2 職務上の義務に違反し、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(顧問)

- 第16条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、有職者の中から、理事会の推薦を経て、会長が委嘱する。
  - 3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

(報酬及び費用の弁償)

- 第17条 役員及び顧問は、無報酬とする。ただし、常勤の理事には、報酬を支給することができる。
- 2 役員及び顧問には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。
  - 3 前項の規定による費用の支弁に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第4章 事務局

### (事務局)

第18条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局に、本会の事務を処理するため、事務局長及び職員若干名を置くことができる。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局について必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

## 第5章 会議

### (種別)

第19条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

### (構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第21条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支予算の承認
- (3) その他本会の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第22条 通常総会は、毎年1回以上開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は総正会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(招集)

第23条 会議は、会長が招集する。

2 会議を招集するには、会議を構成する者に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の7日前までに、文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合における理事会については、これによらないことができる。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 会議は、これを構成する者の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第27条 やむをえない理由のため会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

- 2 第23条第2項ただし書が適用される場合で理事会を招集するいとまがないときは、持ち回りによる議決をもって理事会の議決とする。

#### （議事録）

第28条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 正会員又は理事の現在数
  - (3) 会議に出席した正会員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過の概要及びその結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第6章 委員会

#### （委員会）

第29条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第7章 資産及び会計

#### （資産の構成）

第30条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第31条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第33条 本会の収支予算は、年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は、年度終了後1箇月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第34条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により、予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会において正会員の4分の3以上の同意を経、かつ大分県知事の認可を得なければ変更することができない。



(解散及び残余財産の処分)

第37条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散をする場合は、正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、大分県知事の許可を得て、本会の目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

## 第9章 雑 則

第38条 この定款に規定するもののほか、本会の業務を執行するために必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

付 則

この定款の一部改正は、大分県知事の認可を受けた日から施行する。

(平成11年8月2日から施行)

(平成13年11月2日から施行)